

宮内省

昭和二十二年四月二日

海軍軍醫少將中野初次叙位取消の件

海軍省



立書 昭和二十二年四月二日

海軍省



海軍軍醫少將中野初次叙位取消の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年四月二日

内閣總理大臣 吉田

茂



月

日

人階位第四三三號

起案

昭和三十三年四月

日

裁可昭和三十三年四月一日

決定昭和三十三年四月一日

施行

昭和三十三年四月一日

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長



内閣事務官



海軍軍醫少將中野初次はさきに敍位發令になりましたところの度別紙記載の事實が判明致しましたので今更張心縮の次第であります。が敍位取消を上奏することに致したと申します。

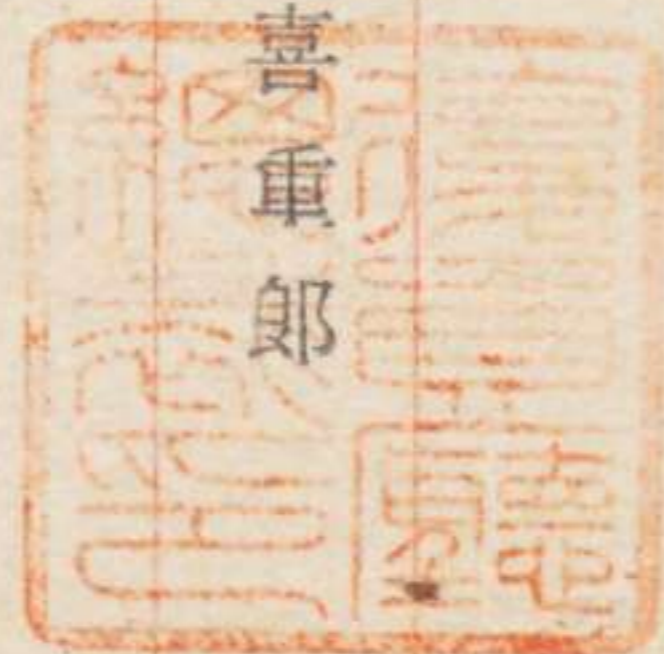
内閣

復二秘人第三六八號

昭和二十二年 三月三十一日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



海軍軍醫少將中野初次の敍位取消について別紙の通り申牒する。

24

昭和二十二年三月三十一日

内閣
第二
〇

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長



海軍省
爵位課長



海軍軍醫少將中野初次特旨叙位取消の件

昭和五 四月二日
海軍省
爵位課長

官 内 省

海軍省
爵位課長